

◆裁判の経過

年月日	事柄
平成24年(2012年)	「特例水準解消」のために法改正が行われる。これにより、平成25年10月に1%、26年4月に1%、27年4月に0.5%減額される。
2014年1月31日	審査請求を提出(埼玉県で8655人)
2014年3月	却下の決定
2014年4月18日	再審査請求提出(埼玉県で2500人)
2015年4月	「法令に対する不満を述べるもの」にすぎないと却下
2015年5月29日	さいたま地裁へ提訴(原告59人)
2015年7月24日	被告の国側から裁判の「移送申立」が出される
2015年8月18日	移送申立に対する意見書提出(代理人・原告)
2015年11月6日	東京地方裁判所に移送する決定が出される その後、東京高裁に抗告するが2016年1月26日付で「棄却」決定が出される
2016年4月28日	さいたま地裁へ再提訴(原告61人)
2016年7月13日	第1回口頭弁論(2人が意見陳述)
2016年10月19日	第2回口頭弁論(2人が意見陳述)
2016年12月14日	第3回口頭弁論

◆用語説明

○【特例水準】

平成11年から13年にかけて物価が下がったけれど景気対策のため年金を引き下げなかった。引き下げなかった分を「特例水準」と称している。

○【マクロ経済スライド】

少子化、平均寿命の伸びによって年金額を調整する仕組み。少子化が進み平均寿命が延びると年金額は減額される。

○【最低保障年金制度】

保険料を納めていなくても誰もが受け取れる年金制度。保険料を納めている人は保険料に応じて「拠出年金」としてプラスして受給。

【憲法25条】(国民の生存権、国の社会保障的義務)

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【憲法29条】(財産権)

- ① 財産権は、これを侵してはならない。
- ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

【憲法13条】(個人の尊重)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。